

西宮市営住宅における住替えサポートの包括的連携に関する協定書

西宮市（以下「甲」という。）と、特定非営利活動法人あんじゅうサポートクラブ（以下「乙」という。）は、西宮市営住宅からの住替えに関して福祉的なサポートを特に要する入居者への対策を進めるため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、福祉的なサポートを特に必要とする市営住宅の入居者が民間賃貸住宅や他の公営住宅に住替えする際に必要な措置について、甲と乙が相互に連携して実施することにより、居住の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要支援入居者 住替えに際して福祉的なサポートを特に必要とする入居者を言う。
- (2) 情報 個人情報を含まない、要支援入居者の住替えに必要な情報を言う。
- (3) 調整 福祉的なサポートに必要な調整を言う。

（連携・協力事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の各号について相互に連携及び協力をする。

- (1) 情報の提供等の支援に関すること。
- (2) 要支援入居者の住替えに対する各種調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、要支援入居者の住替えに対する必要な事項に関すること。

（甲の役割）

第4条 甲は、前条各号に規定する連携・協力事項の実施にあたって、要支援入居者から相談を受けた時は、要支援入居者の同意を得て、乙に必要な情報を提供し、紹介を行う。

2 甲は、前項で紹介した要支援入居者の相談状況について、必要に応じて乙に確認を行うことができる。

3 甲は、前条に規定する情報の共有は、乙と必要に応じて適宜、法令等に抵触しない限りにおいて行う。

(乙の役割)

第5条 乙は、前条第1項により甲から要支援入居者を紹介されたときは、要支援入居者からの相談に誠実に応じる。

2 乙は、前条に規定する事項及び前項に規定する相談の状況について、定期的に甲に報告する。

3 乙は、第3条に規定する情報の共有において、甲と必要に応じて適宜、法令等に抵触しない限りにおいて行う。

(暴力団排除)

第6条 乙および乙の会員は、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年西宮市条例第67号）第2条第1号から第3号のいずれにも該当してはならない。

(苦情又は紛争の処理)

第7条 この協定書に基づく業務に関して苦情又は紛争が発生した場合は、甲乙協議の上、処理する。

(守秘義務)

第8条 甲と乙は、本協定に基づき知り得た情報を、第三者に漏洩又は第3条に規定する事項の利用目的以外の目的のために利用してはならない。

2 前項に定める義務は、この協定の有効期間終了後又は解除後も同様とする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結日より1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙のいずれからも本協定に関し解除の申し出がないときは、満了の翌日から更に1年間協定を継続することとし、以後も同様とする。

(協定の見直し及び解除)

第10条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行う。

2 甲又は乙は、相手方が法令又は本協定に反すると認めたときは、前条の期間中であっても、本協定を解除することができる。期間途中で本協定を解除する場合は、解除の日の1か月前までに甲及び乙のいずれかが申し出を行う。

(疑義の決定)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれが記名の上、各1通を保有する。

令和5年2月15日

甲 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号
西宮市

市長 石井 登志郎

乙 兵庫県西宮市大畑町3番17号1階
特定非営利活動法人 あんじゅうサポートクラブ

理事長 中野 敬偉子